

郵政民営化委員会（第76回）議事次第

平成24年5月9日（水）

16時40分～

郵政民営化委員会室

（永田町合同庁舎3階）

- 1 委員紹介
- 2 委員長の選出
- 3 委員長代理の指名

（配布資料）

- 資料1 郵政民営化委員会委員名簿
- 資料2 郵政民営化委員会関係法令等
- 資料3 今回の改正後の郵政民営化法の概要

郵政民営化委員会委員名簿

(五十音順・敬称略)

おいかわ しょういち
老川 祥一

読売新聞グループ本社 取締役最高顧問

きよはら けいこ
清原 慶子

三鷹市長

にしむろ たいぞう
西室 泰三

株式会社東芝 相談役

みむら ゆみこ
三村 優美子

青山学院大学経営学部 教授

よねざわ やすひろ
米澤 康博

早稲田大学大学院ファイナンス研究科 教授

郵政民営化委員会関係法令等

□郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)(改正:平成二十四年法律第三十号)(抄)

第二節 郵政民営化委員会

(組織)

第二十条 民営化委員会は、委員五人をもって組織する。

(委員)

第二十一条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十二条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長)

第二十三条 民営化委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、民営化委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第二十四条 民営化委員会の事務を処理させるため、民営化委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置き、内閣総理大臣が任命する。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第百八十九条 この法律に規定するもののほか、本部及び民営化委員会に関し必要な事項、承継会社の再編成に関し必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

□郵政民営化委員会令（平成十八年三月三十一日政令第百四十三号）

内閣は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百八十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（議事）

第一条 郵政民営化委員会（以下「委員会」という。）は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務局長）

第二条 委員会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（事務局次長）

第三条 委員会の事務局に、事務局次長二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

（参事官）

第四条 委員会の事務局に、参事官四人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

（事務局の内部組織の細目）

第五条 前三条に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、内閣総理大臣が定める。

（委員会の運営）

第六条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

□郵政民営化委員会議事規則

平成18年4月3日
郵政民営化委員会決定

改正 平成19年11月5日

(趣旨)

第1条 郵政民営化委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、郵政民営化委員会令(平成18年政令第143号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集等)

第2条 会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議を招集するときは、その日時、場所及びその他必要な事項を定めて、委員に通知するものとする。

(議長)

第3条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(利害関係を有する委員の取扱い)

第4条 特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、委員会の決議があったときは、当該事案に係る会議及び議決に加わることができない。

2 前項の委員は、当該委員の利害関係の有無に係る同項の決議に加わることができない。ただし、当該決議に係る審議に出席し、意見を述べることができる。

(意見の開陳等)

第5条 委員長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

(公開)

第6条 委員長は、委員会に諮った上で、会議を公開することができる。

2 会議の議事録及び議事要旨は、会議の都度作成し、公開するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、議事録及び議事要旨の一部又は全部を公開しないものとすることができる。

3 会議資料は公開することを原則とする。ただし、資料の提出者の同意が得られない場合には、その旨を明示した上で非公開とすることができる。

(議事の特例)

第7条 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、委員長の認めるところにより、文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、会議を招集して審議する必要がないと委員長が認める場合も同様とする。

2 前項の場合においては、委員長は、その議事について、次に招集する会議において報告しなければならない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月5日から施行する。

○郵政民営化委員会の議事の公開について(平成19年11月5日郵政民営化委員会決定)

郵政民営化委員会の議事は、可能な限り国民にその内容を示し、その透明性を確保することとし、以下の措置をとる。

- 1 審議終了後、委員長又は事務局が記者会見を行い、議事内容（委員の意見概要や議決内容）を説明する。ただし、軽微な案件については、記者クラブに対する議事内容の資料配布をもって代えることとする。
- 2 審議終了後の議事要旨・議事録、会議資料の公表の扱いについては、従来どおり^(注)とする。なお、議事録は、事務局の説明内容と委員からの意見内容について委員に確認のうえ公表する。

(注)「郵政民営化委員会の議事の公開について」(平成18年4月3日郵政民営化委員会決定)

- 1 毎回の会議終了後速やかに議事要旨（発言者名なし）を作成し、ホームページにおいて公表する。会議資料についても同様とする。
- 2 毎回の議事録（原則として発言者名入り）については、その作成後、ホームページにおいて公表する。

郵政民営化委員会の主な権限一覧

(郵政民営化法第 19 条第 1 項関連)

1 号事務（3 年ごとの検証）

3 年ごとに、承継会社の経営状況及び国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べること

2 号事務（各種通知の受理＋必要に応じ意見）

- ①金融 2 社の 1/2 以上及び全株売却の届出の受理
- ②日本郵政株式会社に対する監督上必要な命令
- ③日本郵便株式会社の新規業務の届出の受理
- ④日本郵便株式会社に対する監督上必要な命令
- ⑤金融 2 社の新規業務の届出
- ⑥郵便貯金銀行の支店その他の営業所の設置等の届出の受理
- ⑦金融 2 社の業務報告書等の受理
- ⑧金融 2 社に対する監督上必要な命令
- ⑨金融 2 社の商号の変更・資本金の額の増減等の届出の受理

3 号事務（調査審議）

1 号事務及び 2 号事務に掲げるもののほか、郵政民営化に関する事項について調査審議し、その結果に基づき、本部長に意見を述べること

4 号事務（意見の陳述）

- ①金融 2 社に対する上乗せ規制撤廃の決定
- ②金融 2 社の新規業務の認可
- ③金融 2 社が子会社対象金融機関等を子会社とすることの認可
- ④金融 2 社を当事者とする合併の認可
- ⑤金融 2 社を当事者とする会社分割の認可
- ⑥金融 2 社を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可
- ⑦保険契約の移転の認可
- ⑧銀行業及び保険業の廃止に係る定款の変更決議又は解散決議の認可
- ⑨金融 2 社に関する認可に付した条件の変更
- ⑩金融 2 社に関する政省令の制定又は改廃

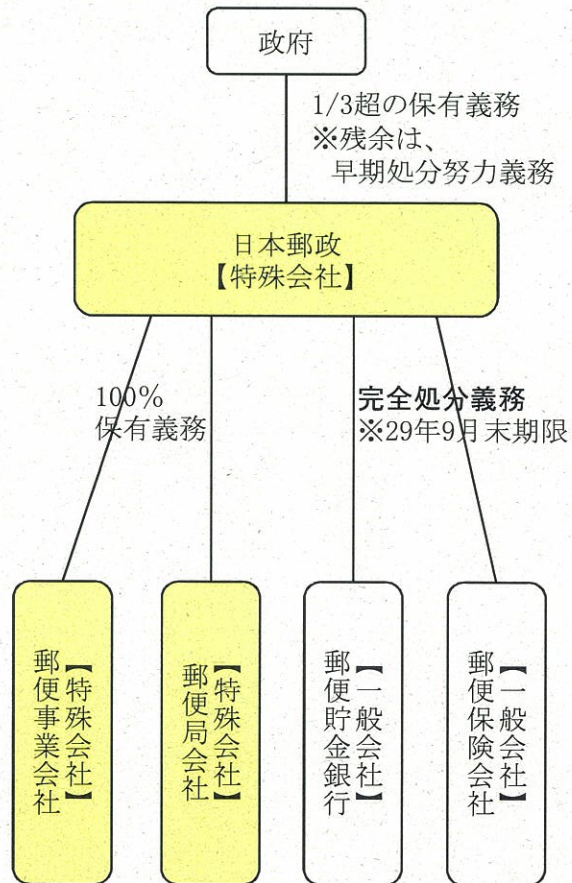
今回の改正後の郵政民営化法の概要

		従来の郵政民営化法	今回の改正後の郵政民営化法
経営形態		【5 社体制】 日本郵政 - 郵便事業 - 郵便局 - 郵便貯金銀行 - 郵便保険会社	【4 社体制】 日本郵政 - 日本郵便（郵便事業＋郵便局） - 郵便貯金銀行 - 郵便保険会社
ユニバ		・ 郵便のみ	・ 郵便、貯金・保険の基本的サービス
株式保有		・ 政府→日本郵政：1/3 超保有義務 （残余は早期処分努力義務）	・ 政府→日本郵政：1/3 超保有義務 （残余は早期処分義務）
		・ 日本郵政→郵便事業及び郵便局：全株保有義務	・ 日本郵政→日本郵便：全株保有義務
		・ 日本郵政→貯金・保険：10 年間で全株処分義務	・ 日本郵政→貯金・保険：全部を処分することを目指し、金融 2 社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。
金融 2 社の上乗せ規制	新規業務	・ 認可制（民営化委員会の意見聴取）	・ 当初は認可制（民営化委員会の意見聴取） ・ 金融 2 社の株式 1/2 以上処分後は届出制（配慮義務＋民営化委員会への通知＋監督上の命令）
	限度額	・ 政令で規定	・ 政令で規定（3 党合意：当面は引き上げない）
	規制解除	・ 金融 2 社株式の全株処分又は内閣総理大臣及び総務大臣決定により解除	・ 金融 2 社株式の全株処分又は内閣総理大臣及び総務大臣決定により解除
合併会社の任意業務規制		・ 郵便事業：認可制 ・ 郵便局：届出制 （配慮義務＋民営化委員会への通知等）	・ 日本郵便：届出制 （配慮義務＋民営化委員会への通知等）

日本郵政の再編成

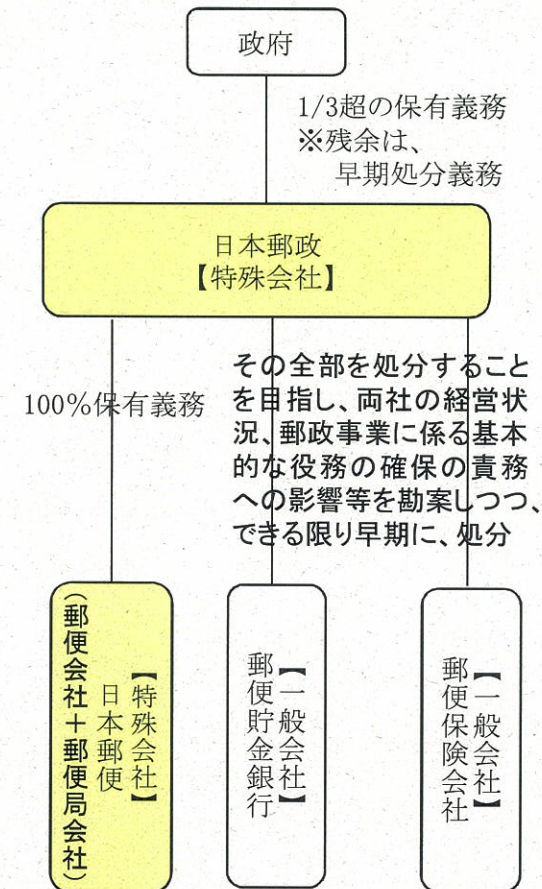
【従来の郵政民営化法】

× 金融ユニバーサルサービス義務なし



【今回の改正後の郵政民営化法】

○ 金融ユニバーサルサービス義務あり

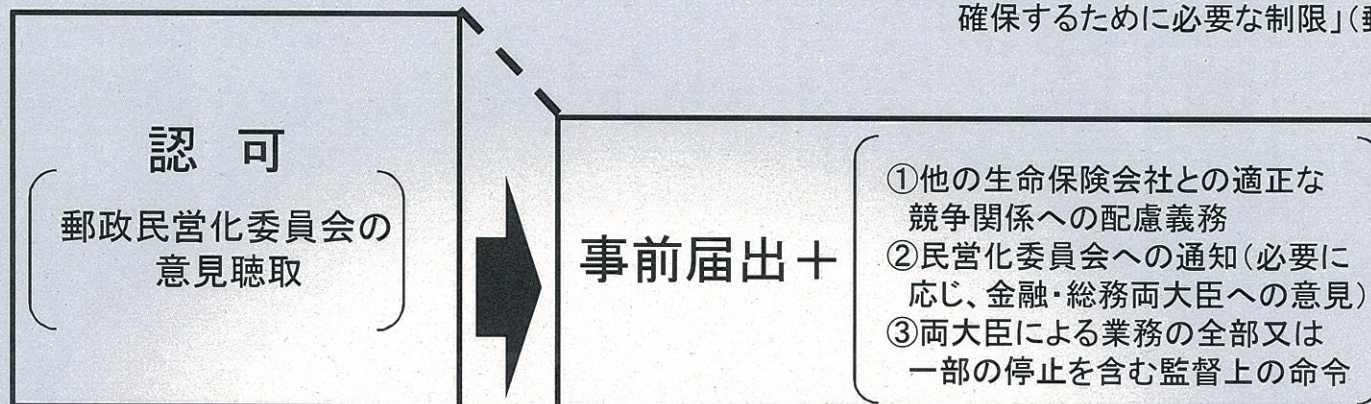


新規業務に関する保険業法・改正民営化法の適用

【改正民営化法】(保険業法の上乗せ規制※)

※上乗せ規制＝「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限」(郵政民営化法第8条)

かんぽ生命



株式の1/2処分前

1/2処分後

+

【保険業法】

民間生保



【参考】郵政民営化法

基本理念

(基本理念)

第二条 郵政民営化は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、公社に代わる新たな体制の確立等により、経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図るため、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とするとともに、当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。

基本方針

(新会社の業務についての同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保)

第八条 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、移行期間※中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとする。

※金融2社株式の全株処分又は内閣総理大臣・総務大臣決定の日のいづれか遅い日以後の最初の3月31日までの期間

新規業務規制

(業務の制限)

第百三十八条 郵便保険会社は、保険の種類(略)のうち政令で定めるものの以外の保険の種類(略)の保険の引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

(以下略)

2・3(略)

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前三項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便保険会社の経営状況

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項から第三項までの認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かななければならない。

第百三十八条の二 郵便保険会社については、第六十二条第二項の規定により日本郵政株式会社が郵便保険会社の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、前条第一項本文、第二項及び第三項

の規定は適用しない。この場合において、郵便保険会社が同条第一項本文に規定する保険の引受け、同条第二項各号に掲げる方法以外の方法による資産の運用及び同条第三項に規定する業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

2 郵便保険会社は、前項後段の規定により業務を行うに当たっては、他の生命保険会社との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項後段の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

(所掌事務)

第十九条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一(略)

二(略) 第百十条の二第三項、(略)、第百三十八条の二第三項、(略)の規定によりその権限に属させられた事項について、必要があると認めるときは、本部長を通じて関係各大臣に意見を述べること。

三・四(略)

2・3(略)

限度額規制

(保険金額等の限度額)

第百三十七条 郵便保険会社は、被保険者一人につき、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる保険の引受けを行ってはならない。

一 保険業法第三条第四項第一号に掲げる保険(次号及び第三号に規定する保険を除く。)の保険契約に係る保険金額(政令で定める保険契約にあっては、政令で定めるところにより算定した額)の合計額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める被保険者の区分に応じ、政令で定める額

ロ(略)

二～四(略)

監督上の措置

(監督上の措置)

第百四十七条 内閣総理大臣及び総務大臣は、郵便保険会社の業務がこの節の規定若しくはこの節の規定に基づく処分に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、郵便保険会社に対し、この節の規定の施行に必要な限度において、期限を付して郵便保険会社の業務の全部又は一部の停止を命じ、その他監督上必要な措置を命じることができる。

2～5(略)

※ 監督上の措置に加え、報告徴求及び立入検査に関する規定あり

新規業務規制等について、郵便貯金銀行関係についても同様の制度あり

郵政民営化法の見直しについて

内閣提出に係る郵政改革法案（（平成 22 年）第 176 国会閣法第 1 号）を取り下げた上で、郵政株式処分停止法（平成 21 年法律第 100 号）の廃止を含め、以下の方針に従い、郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）、日本郵政株式会社法（平成 17 年法律第 98 号）、郵便局株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）及び郵便窓口業務委託法（昭和 24 年法律第 213 号）など関連法を改正することに合意する。

1 経営形態

現行の 5 社体制から 4 社体制に改める。

郵便局㈱と郵便事業㈱を合併（郵便局㈱が存続会社）。商号を「日本郵便株式会社」に変更。

2 ユニバーサルサービス

日本郵政㈱及び日本郵便㈱に、郵便業務及び貯金・保険の基本的サービスを、郵便局で一体的に提供する責務を課す。

- （1）日本郵便㈱に、郵便局をあまねく全国に設置する義務を課す。
- （2）日本郵便㈱は、銀行・保険窓口業務契約を締結・変更する前に、総務大臣に届け出なければならないものとする。
- （3）郵便局ネットワーク活用、その他郵政事業の実施にあたっては、その公益性・地域性が十分に発揮されるようにするものとする。
- （4）政府は、郵政事業に係る基本的な役務の確保が図られるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 日本郵政㈱の株式

政府は、日本郵政㈱の株式の 1／3 超を常時保有し、残余の株式はできる限り早期に処分するものとする。

4 郵便貯金銀行・郵便保険会社の株式

日本郵政㈱が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、その全てを処分することを目指し、両社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。

5 郵便貯金銀行・郵便保険会社の上乗せ規制

①新規業務規制

引き続き内閣総理大臣（金融庁）及び総務大臣の認可制を基本とする。ただし、金融2社株式の1/2以上処分後は届出制とし、他の金融機関との間の適正な競争関係への配慮、民営化委員会への通知（必要に応じ、関係各大臣への意見）を新たに義務付けた上で、監督上の命令規定の対象とする。

②限度額規制

預入限度額等は、現行法と同様、政令で規定する（当面は引上げない）。

6 日本郵便㈱（合併会社）の任意業務規制

日本郵便㈱の任意業務は、総務大臣への届出制（※）とする。

※ 同業他社への配慮義務、民営化委員会への通知等（金融2社の届出制のときと同様の規定を置く。）

7 その他

- ・ 郵政民営化委員会による3年ごとの郵政民営化の進捗状況の「総合的な「見直し」」を「総合的な「検証」」に改める。
- ・ 日本郵政㈱及び日本郵便㈱に対する情報の公表義務に関する規定を盛り込む。

8 簡易郵便局の位置づけ

「郵便窓口業務の委託等に関する法律」の題名を「簡易郵便局法」に改め、委託業務を行う施設を「簡易郵便局」とする、受託者は「簡易郵便局長」と称することができる旨を規定する。